へ 13
特
1137
1

吸露庵猿足大人著

本朝水滸傳

京師 書林 發行

門 13
類 1137
巻 1

本朝水滸傳序

いつのやまとことばの。ものがたりまた八十を
過を。ものごとの発端はおのづからも。いと
わづらはしきの是奇なり。おのづから又うつせみ
乃。奇の事稀(ぐさ)に五百(い)ぐさを。字面うつり
はしぬやみも。ものがたりの意文(こゝろ)
を利本望。さいかく吾友左氣猿足

ゝ。家とこゝ共。文を示ゝ。さハ和歌
系ゝ。ゝ。ゝ。又ゝ。
ゝ。ゝ。抑ゝ。
時代ゝ。言ハ。
ゝ。ゝ。時ゝ。
さゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。

おゝ。ゝ。ゝ。
書ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。

又是を所謂淫書と異けしるし。此もまた
[illegible]
[illegible]川亀丸事ふるを。書屋がわざふ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]

明和十癸巳睦月

大神太夫藤原[illegible]加祢[illegible]志留須

本朝水滸傳

目録

巻之一

第一條　味稲の羅紋女と結り百人乃子沈ま
うく
第二條　太宰府の石丸勅使交くらゆ判乃後
をたまわる義を郷天白と乃後生黒沼ま

巻之二

第三條　筑紫金丸石村村を奏もるよりて筑紫
出兵八押領を討しむべく勅あり

第五條　遍昭王紛紅にめされて遍昭ふ恵英

押勝戰ひ頂原

巻之三

第六條　恵英押勝移王を打奪りて伊賀山よ

に首沈象原

第七條　恵英が兄九南丸が髭を焼く英伝係乃大遍

巻之四

第八條　白猪老人祖王沈あづかり年原

第九條　恵英が兄九南丸が髭を焼く英伝係乃大遍

巻之五

第十條　恵英が兄九南丸が髭を焼く英伝係乃大遍

第八條　八東國よりて原

和氣真人清丸勅沈うけて宇佐の八幡

大神宮に詣づ沒沈りて陽成天皇臣勢

金丸を召ふ

巻之六

第九條　清丸神乃年く沈參乃よりて乃徒

に罷きる巨勢金石清丸をたすく英

第十條　金丸狩よりづから死も

金丸狩子清丸を召て紀伊乃温泉よ

りのぶ　英皇帝軍書沈清く

巻之六

第十一條

守敬が羅ばゆうされて清丸金丸が
孫を起ふ清丸が妻子金石猟せを奪い
て紀伊へゆく

第十二條

山城清丸乃妻子ばなみを除日香大志
刀を奪ふ兵人く伊吹山へ行く

巻之七

第十三條

長敬が孫清丸を迎え武蔵国へ武蔵の
兄弟へ伴く清丸乃妻子ばなを兵二
人へ清丸のとられをもふ

第十四條

清丸敬術を学ふ兵京良丸を殺く
大勝とて徒をつどく白山へのる

巻之八

第十五條

二人の大将軍軍を伐を行く白山へい
つやにこの兵巻尾佐郎兵衛乃ゆ
深くふる

第十六條

大伴部特巻尾ゆ兵ばなが敗をる
清見をもちく加へたまひ糧
を白山に伐くむ

巻之九

第十七條　守大伴若麻呂家の糧を白山より給る事
和銅元年紀に高志乃家の使より来る

第十八條　信濃を尾張より送る事
たゞ書にわひく伊賀山よりのぐる

巻之十

第十九條　人置の吉舗韓臼の大神金神とかは
兵弓尾の僦駄隆書にむふ

第二十條　弓尾の僦駄人置の吉舗記に兵弓稽
連力二主にもふ

巻之十一

第廿一條　弓稽連力盜賊をゆるして神役及び
弓稽連足柄と兵庫の人の
集て雄略にあり

第廿二條　弓稽連足柄僦駄の罪にゆるし兵庫
て雄略にむふ

巻之十二

第廿三條　弓稽連足柄仍て死に兵庫力高より乃
弓尾たゞかる

第廿四條　盜賊を三河遠江より吉野文石倭蜂に
かゝらひ人の財宝を奪ふ兵赤坂の岩屋

巻之十三

第九八條

國くの弘高良乃孫よのゝ弘高良乃後ちか
つくく大伴宿禰書持代白山よむらゐん
とゝ
光明皇后浴室をたてくまづら供米乃
人をたらしのふ乞食まうて皇后よる仏
かるる

巻之十四

第九七條

皇后ひそかに書持をまねきくるゆ

第九八條

たまふ英書持依保の郎女よ別れ
生帯も
書持白山よむらひく強ふ英書持強ひ
死ゝ

巻之十五

第九九條

大伴宿禰家持世代とひ代立山よ居る
英書持が昊魂わく家持よまみゆ
強る言祢情勇よたりく御代愛英
猪鹿兄弟法師の二まゆ立てまう
奇九よ年ふ

巻之十六

第卅一條　河屋足尤和泉よりくえうをとる

第卅二條　吳家侍山國の軍兵和泉よりぐる

蝦夷の孫深カムイボンデントビカラ夜叉を

わるくはなり為る

巻之十七

第卅三條　岩美押掠嘉村をうて和田吳カムイボン

デントビカフ義人をうふ

第卅四條　奇丸ゞ文和泉より到る吳嘉村松島より

くわ殺因親王をわるく為る

巻之十八

第卅五條　足尤そろくトビカラに内親王を奪さ

れむ吳トビカラ和孫の貴死をゆるく

ちくくまるぶ

第卅六條　焼を塩焼とるく沸香王の姫に

かくらふ吳守護王和射殺る

巻之十九

第卅七條　猪虎兄弟守護よいけどらる吳姫井

て死ゆるよろくく沸香王をみて

第卅八條

不破内親王塔婆の墓をいとなく張
多まうて人〳〵かれこれ乃ぶをものみ姫の墓
年ゆくべくたる事

巻之二十

第廿九條

宇佐八幡の宮より天狗集事　百足藤呂
弟の宋安麻得うり

第四十條

阿曽麻呂改勢をみごる事　箱崎より狂女を
乗くく

巻之二十一

第四十一條

阿曽丸が家人泰金明係む事　高少弐

第四十二條

教さる事
芳原清河揚屋死をなくむたかよ統領
に申り住む

巻之二十二

第四十三條

清の松浦の娘よに恋る事　百足丸て
近づく

第四十四條

小治田連豫名清河よめぐり金ひく苦代
使る事　阿曽丸を討むる使たる

巻之二十三

第四十六條

金円根本彩く香椎の宮より行る事　姑

の赤縄を結くゆげくとりくども金明珠名
によりてことりよ行至て交よ俄死
揚名紀日本言伝ふ英孫名が妻とも
に行至れよつふ

第四十六條

巻之二十四

第四十七條

行至れ軽浮うぐく楽む英あてー死
魚行至れをうがふ

第四十八條

海人の男牧機信行よ奪ふ英男牧孫よ
ゆれたかる

巻之二十五

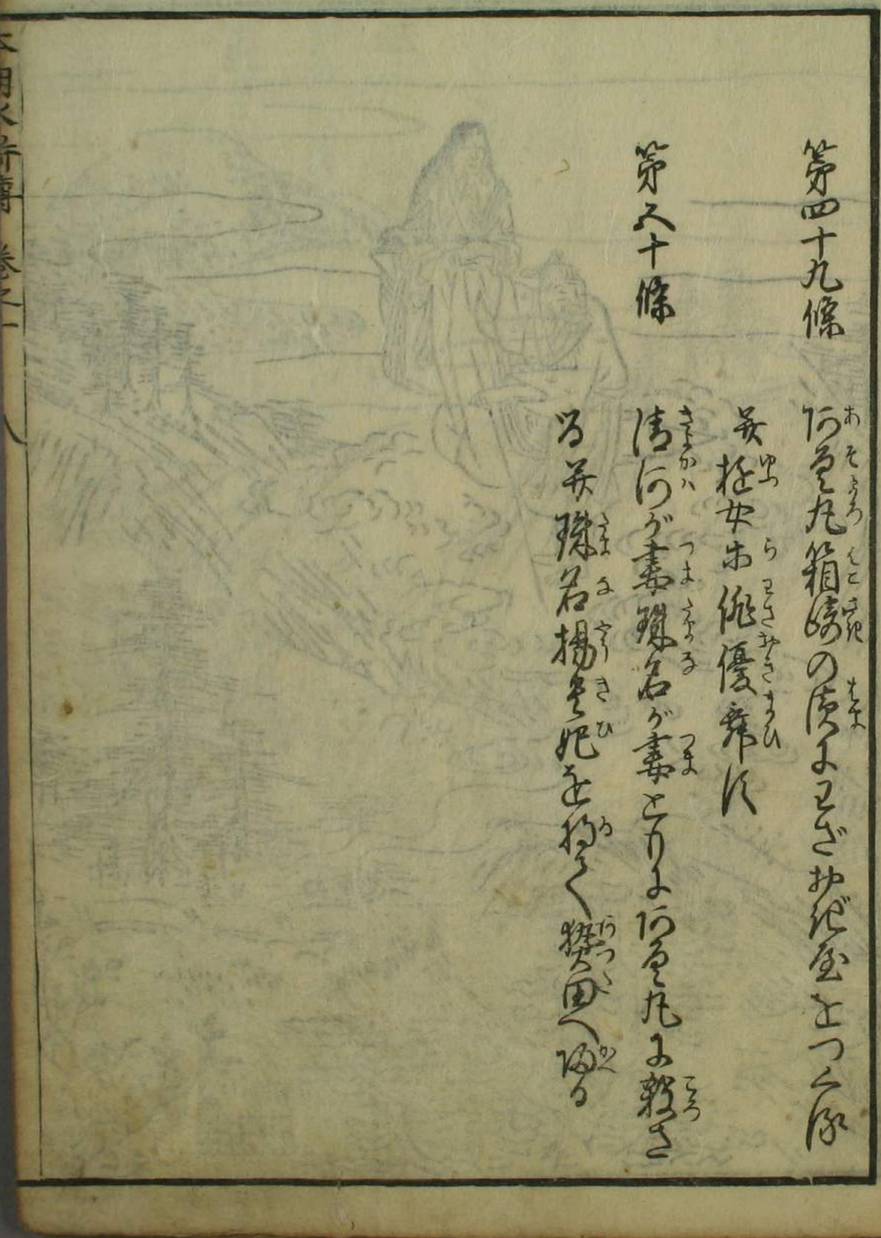

第四十九條

行至れ箱傷の虎よりそぎ紀氏をつくる
英拝女ホ他優弟氏

第五十條

清行が妻孫名が妻とりよ行至れよ教さ
ゆ英孫名揚紀を紀を行く猟に出る

本朝水滸傳卷之一

第一條　味稲の翁他世と契りて百人の子孫まうく

昔多清見原に帝代ありしめしこつ天武天皇ありけん吉野乃里に味稲の翁といふものありけり世乃業もなりしかば吉野の川よ筌沈たちく鉢沈とりく仮舟に足沈雲く世をさらひけり翁あるとき川の廻にあく鉢や考つらむとらひ彼筌のをををんちぐりくよ鉢ハひとつも考らで大なる枝の枝葉の乃流れかりく伝りける流あわ碗乃枝や足ゞ勢りく水の仍雲バこそ鉢もあちぬなりあと足をとりけげく川の末へ流ゝやうむとらるゝ枝の枝人のごとくねりひく曰翁み流のひそ家にもく力りのとゆゆ。

翁あゝとおりひるゝいゞ仍ぼまく拾ゝられバその枝乃なつ枝より一すをゝうる孫乃ゝ紀見のをひあるとみゝがゝるぐうちにひくくと出をく。たけなる細や紀くけをひいを貴紀未通女と化り。白紀赤きおかゝねる衣のうへよ。秋庫ねの紫とりかけ。ゐる袴を名こあ。業りみそる扉をさしかさゝ。とあてゝる声ゝて。鶯乃毒とりく仇ゝ伝れ。千年ぬもゐ紀をんと拾ふるときこえ。さく。をの枝を名て翁よなるく代。枝乃なよりをゝ孫よかけく。百姫よおたまくといハ翁ゐ引くゝ。よ拾ゝく百姫よをり。是をいゝよ名ふとヤせハ。百姫乃枝ハ翁とみゝゝとく産る百人のゝゝり

といふ。其ハ又いはずとも此慾のくまのふと問ハ。未通女答へて。此百姓の枝ハ只今の間に世にいきたてられて。百人乃ひとく生れあんといふ。翁咲て。さりながらも錬くがみなくさむらふといふ志るしや侍りけんと申せバ。未通女答へてきれハふと紀なつ枝ハ貴人と生れおはそて。細きハその次くの官人と生れお。末の枝乃かぎえハ又おれ蒼生と二生れおはく。此処にいゆき彼処にとくまりて。世の行りさまの善悪をわく。終にハ錬くが住む山に来り集まん。その集る人ハ皆錬子なりとおほせ。是がさる志るしあると告語りぞ。その百姓乃枝を又川の流に打なく。今翁と貞として此河の流しやらん。此枝其ふよ志さうひ

て來日越ころび紀伊の湊にながれおバ。難波江に流ひ風にまかせてく。只一時に國中の浦廻をあぐり。其中にハ海国にゆきて生れおるもあるべし。蛭夷の嶋に生れおるもなべらむ。又海る紀國ハ河をさかのぼり来て。今五千年が間にハ。善人悪人様々生れおんといひ終りぬ。翁の手にとりて彼方へと投ゆるに。白紀雲立昇りて。耳香の嶽にたなびき紀なるを地紀ゆ端なる姥みて紀高山乃いるりに消されけり世にありとぞ

第二條

太宰府の阿曽丸勅使うけて弓削乃鏡を占
ある某高郷乃天皇乃鏡を置奉たりふ
飛鳥清御原天皇御位御廣野姫天皇お統に讓りたまふにより。紀萬葉

の天子天子ぢうしゆ。御位を聖文天皇文武にゆづりたまひ。
つぎて孝國の帝天皇八元明皇天皇ハ元正天皇ハ聖武帝御位を傳
是帝天皇元正ぞうけつぎ給ふ。次よ聖武天皇ハ孝謙天皇ハ聖武帝御位を傳
因親王にゆづりたまふ。別是ハ帝天皇孝謙天皇ハ淳仁
帝天御脳おそ。まはよりて。百官ハ申ひとびと。太宰府
のはてまでたりて。ぶよのぞうくもぞりるが。蓼くさ。伊勢の
國司割の虎よ。割乃虎と申。彼ハ者乃ぞ。ハ役小角が別し
つ。くさむらふかのる。彼ハ共論をあるぞ。是ハ。
別稱住ふまつ。せたりんよ。たちまち大御ん怪くしく。
んとはえたづ。た大伴稲佐兄うけひ。せたりひ。其ハ蓼くたへ。

うぐ。ぞ。せたりひて別ハ。ぞ。ぞ。紀よ。ぞ。ぞ。伊勢よ。ぞ。ぞ。その乃虎
をりく。ぞ。れとりん。彼兄のぞ。ひ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。
て。從ぞ。ハ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。
猪宮元年二月十日。己の時よ。ぞ。ぞ良の新王ぞ。ぞ。午の時よ大坂戸沖
郷の童田寺の海よ浪。ぞ。乃浦よ。ぞ。ぞ。里ハ八里。ぞ。紀ぞ三時ぞ。
ぞりれば。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。
速くぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。
を例よ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。
ぞ。に。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。
の。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。ぞ。

ひろ丸能御かく。釜庫乃蓋の首に成くるを接ちろせ。冠成若女房
を長袴を長筋を掛け。左乃御掛を紀習を作らーて乃流が室に列る。
かとより姫君御つらく。さ紀よ志るべーお紀されバ乃流遠よ志更
ひく礼御ゐ紀。ひろ丸中の重乃上空に御室を志るまくたるうく
にのがりく。勅御若ゆるよ乃流かとまりきてえをり給れバ
ひろ丸姫君を志く退を。け室よ付る幸とゞもを志の を乃流
と新御食耳をとりかハーて。豆よひもあ紀いふゆりぷるるゆるか
付りん。さくたゞーもたもこゞ紀御使にわらべとそ。志がつ御よ
ゆ。只おるひつふまろるゞ紀具どもも慣よ暑く。皆御の新よ入
く。帷の儀に志きめ。その表御新号に隠紀。能乃中の上空に結を

その男公主冠を長袴衣の様に帷ゐる。七紀紙を結び奢れ結流
の袴乃白紀を長こめ。縫よハ裾ごめ乃柄を葛巻たるを乃一振を帯
よ。心多ゐ長袴の を乃紀御よハ白糧乃ゐる儀を踊ゆらーて。ひるゆに
ゐるゞさせく。能よ部うつり。御行の位ゆ志ゆ。どいくーて。ひるゆ
ゞ能の上空に志れり。その日を辰の刻なりこ。さて甚能御おひろうん
と出るよ風ハ東より吹りく。能の上んゞ紀御合よりゞ。接ゐも構元も。
見を志ゆげきゆりくつふまろるとよ。ひ風この御よさからひくハ乃能速く
続るまゞ紀と中せバ。ひろ丸眉根を乃紀て足いくゐせんちからなゞと
日れバ乃流に。笠つかる筋ハいを無紀るゆりぷるてゐもかゞゞー。
只今御能御よりつけく。ひ付風を志ゞゐにむらせをゞひとそ。よ

拾る珠数をもとり給らし。三度ばかり唱云給てる。波風忽打かし
て西南北方より吹のぼりけるゆへ。船ハ只翼のごとくその日の申の時斗
に。稚子の岡なる宮殿の廣よ岩くゝ。ひろ〻ゝと大ゝ大ゝ。大ゝ大ゝ。
かゝる程なるひみぢをそれが上の御脳をさこそ急り給ひさし。
さて此車ゆどゝ張よりゝねばとて。所の力強どもよりひく。御利く之
べ御馬。こゝろ御おさせ。先神の真ゝと祭るゝ頂ゝ。ゆるゝ。ゆるゝ。
をゝち糸せ。その次なるゝハ自身をひ糸ゝく。侍ゝ。ごもハ。ゝゝ。
まゝせゝく糸りつけとゝひゝく。艱御ゝち。ゝゝ。ゝ。ほどゝ。
此度ハ平度なる。苗麻なをゝち結ゝく。九重余のりと。一時ゝ。
西の風をゝ。ゝゝ。西の大御門の前ゝ。ゝ。ぬ。ゝ。ゝ。ゝ。

中門の此まゝに乃殿御出名御見御出給せ
たまゝとゝゝく。おれハ大ゝ。ゝのゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
波見大ゝ其ゝをみゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
麻呂ゝく御使ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ハ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

とかるに乃硯石白漢(?)くざるうちにもでら八面の對ぞ白乃おかてに
竹ひくさむらふ所るに何らば東の方に家(?)りかふべしと申のえわくゑ。
るわりさく布王(?)家あり。それつかふまつるべきがなりく。面の對きかれ
たらひ家殿づつかまの人も。乃硯ゑりく。中の程よ去(?)枝沖うちて結え
生氣左右まへ竹琅沖男わく黄金(?)れめてり此壁まへ差出(?)荒たれ
て防壁こし。御前まへ酒瓶をゑまつり。千座乃置坐沖置るみくる
まへ臣ばかの木をおうちたち來うち郎く置足りし。上あやのり
蓑麻を本野うち末野うちく置たらり。小治田よ生ふる袍八和稲
荒稲太野原に生ふる袍八。井栄章並栄荒山中よ住むもの八毛乃
和物毛の荒物。書(?)海原に住む袍八。鰭の廣物鰭の狭物まいくる

ままく横山乃ごとくうち積置。さてく(?)たつさへ。山多豆(?)八右のかくよさし
置佩せる太刀八ぬ沁おしく。おするる机よそわへて。おそる(?)ひつかふまつり
始んとする時。其(?)の鳥あれバ上乃堂の前(?)猫の妻どひをとて。荒猫のいと
ちひさくなかしげなる(?)をこし。大なる猫の追ひつつしく。俄に跳(?)
簾の小箕乃つまよりそろし下おりしが。千坐の机を踏てうく。彼そるすく
おける太刀の其の沁反に先(?)る荒猫乃摘(?)沖つ沁他りてだり。猫八声
たてく鳴くに血八いでてながれおつり。御祈よつかふまつれる官人八足八
とうち(?)御(?)るるまへ硯をこし(?)も騒がで。鷲く眼沖ふさ沁うち口よ偏く
をかりく侍ふ人をまね沁て申なる八。足八吉猫なり。上の仏(?)わ八ばうふま
つるよなかば。たちどころよとたりあひるんとやもをで。妻家の

結候、物語うけかたゐく。横笛見をたくゆきくよの御脳長今高う呆
なるふるまひく。俄よ御匣殿をる。又内侍司まも御今の御の侍り
とゆきに。横笛乃殿に面ひく。おられバ涙ゆゑごとー。さう八位行やそらめぐ
しくとゐれバ乃殿かこ問くく。粧ふく乃位行をおぐーゆどつふまは
らんおられども猫の血いくこゆれ為く。御具びけがたるぶいくのせんぷ
行所八家の弟にまつりかくくそれバ。俄よそれうーゆひく。ぷかざり
どもを取へどもをつりかへ給へ。おのれも分際つふまつりたつためむと
やんぬさとく出行所をあかふる間よ家女のこりがら通りて分際
取かくく。りんどつふさ。横笛御判よりあ決遅びく。盟のたく
さんさて身際所よハ弟女どもの殿ゆ殿ゆきくこれバ。

墓参法おるみたるうくよ。家御御参法。弟女して造れる法新乃
うくよハ。白紙法衣を拭ざあの掛を取置ふ。掛扶を帯く。法紙乃法法
ハくあたり法所槽法足槽孔磨ゆどを石くめゆりよハ蘭の法法をあけ。
当家よハ中方法を。伽羅の本のうく差る法おきうく。髭ゆりそのお
よハ猫家仕をあくいづれも差ちよく。搔たくして家女ゆまハ猫をあけ宴
家をあげて歩板ものくうふ。乃殿家女乃さむしふ法
てあのれゆ夜法りかく。縁ふれたり。吳今身際つふまつる間よ上ありちゆめ
てあるる夜まゆくもたくたあくたあられとゆるといひつ上るるを縛も
あるる夜も憤無縁よいくるまくぴ紙ゆきひとよれ。まろめて。伝間の
うくよ板ゆたりさて壁乃およかつゆ。ぴよハりのをとかくるゆ。猫叙

きまりなく河原よりうちかづく。宗安かくと聞て佐渡守にむかへば経政をまつりて
若今の間にかゝる我どもハそのひとつべしとゆめみしやうなる威光にさむら
ひともいぞ死なんとハ覚えさむらはねど帰るべくとて左大臣殿にむかへバちからの
世の人と侍るに何のかハとこうりもべらむ。さらバ奏して太上天皇の御叡のさ
る清き心になかるべらむ。法守侍りてとるなく、たゞ只今の様ハ彩ひに別ちて大
きむかふべき公卿の人の上をきく侍る事ハいかにせむ。そのみぞも怨れ恩仇と死
うりなんと申に、將軍からと奏しられバ上聞にかく御父香との恩折に
もさる心のまゝに世間法の御殺手も深く玉の緒ようちすね
て賜りけるなり。さてその様ハ御いかる一身を蝶佐りて名づけ上意を太刀自
なりくのまゝにその様なるを、うかひく佐りそめしと鳥翁かとみゆるく。

思ひみちのぞみまつりて侍る事と奏し、上聞にも其の様ハこれ世の非
なりとそれて侍らんさまも人のみよ八瀬ばしは勝地の遊びなは
都ぞまむやとのさまの老後あさみ申しくいふにぞおそれや御賢慮
とく彼みそれのかくやうえだ深殿のまちのおまし世かれ
それ珠玉の小笛の編間せよう見えず立よせたまふ
御面前よハ刀自二人たゞちにさくかく国府の中のとが生えたるを
さしかざして持ちる彼かりの見ゆる笛の編みにさしかへて大御前
の遊ぶみも見ゆらんと刀自又大御前にさしよく萬ゆきかけ
たりは様かくとも玉にてはるかとよりその性いと綿なる面より
ちりよそく御まゝにうるはしく其の色雪のごとく肩ハいと黒くて西風

ごとく服膺するごとく。蓋ハ白絹の合ごとく。蓋ハ白絹の
渦のごとく。さらげく。袋の摘ハ
ハ肥脂づきく。胴ハ赤て。鬱るごとハ
色青ハ惜ごとくとみえられ天皇ハ
たる間ハ御ものけさせ給ひ。
あと勅ありて。天所服ハ
とさしねさて立ハ。天皇天所紙を
さしめでさしかりみして入て
れハ隙のあるうちかきねる所
上よりあかさねさる袋の

直人乃衣。
御所衣をかたらひて出ざらせたる
御所衣ハ
御一段付たるハ天皇御用の
ひねりの袋
御書物 淀屋橋筋 橋本町
御経類 井筒屋
萬貸本 京林田傳兵衛

ごとく眼ハ鷹のごとく歯ハ白粉の含るごとく髪ハ[illegible]
渦のごとく[illegible]獏の猫[illegible]毛さし丈ハ[illegible]
ハ肥[illegible]青[illegible]聴[illegible]
色香[illegible]借[illegible]天皇[illegible]
たる[illegible]のけさせ[illegible]の[illegible]今[illegible]
おと執[illegible]大御眼[illegible]
とき[illegible]天皇大御袖[illegible]大御面[illegible]大御膝[illegible]
さしめ[illegible]皃[illegible]
れバ[illegible]の[illegible]御衣[illegible]足[illegible]香[illegible]
上[illegible]の衣[illegible]の衣[illegible]

真人乃衣[illegible]上天皇の御[illegible]衣[illegible]
[illegible]御衣[illegible]足[illegible]
[illegible]
て[illegible]一[illegible]天皇御目の[illegible]
ひそか[illegible]御白[illegible]
[illegible]
く大[illegible]のか[illegible]

本朝水滸伝巻之一終

御書物
御経類
萬貸本
淀屋橋筋[illegible]町
井筒屋
[illegible]林国傳[illegible]